

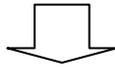
平成22年度税制改正 消費税

～消費税の仕入控除税額の調整措置について～

平成22年4月1日以後に次の①・②のいずれにも該当する事業者の方は、免税事業者となることや簡易課税制度を適用して申告することが一定期間制限されます。

① **イ 課税事業者選択届出書を提出し、平成22年4月1日以後開始する課税期間から課税事業者となる場合**

□ 資本金1千万千以上の法人を設立した場合



② **課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に**

新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に

調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合

①・② に該当



調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、

- ・ **免税事業者となることはできません。**
- ・ **また、簡易課税制度を適用して申告することもできません。**

(一般課税により消費税の確定申告を行う必要があります)

※調整対象固定資産とは・・・

調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権等の無形固定資産その他の資産で、消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上のものが該当します。

<適用時期>

上記の改正は、

- ・ 平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後に開始する課税期間
- ・ 平成22年4月1日以後に設立された法人から適用されます。

～参考～

「課税売上割合が著しく変動した場合の仕入控除税額の調整」

課税事業者が調整対象固定資産の課税仕入れ等に係る消費税額について比例配分法により計算した場合（課税仕入れ等に係る消費税額を全額控除した場合を含みます）で、その計算に用いた課税売上割合が、その取得した日の属する課税期間以後3年間の通算課税売上割合と比較して著しく増加したとき又は著しく減少したときは、第3年度の課税期間において仕入控除税額の調整を行います。

なお、この調整は、調整対象固定資産を第3年度の課税期間の末日に保有している場合に限って行うこととされていますので、同日までにその調整対象固定資産を除却、廃棄、滅失又は譲渡等したことにより保有していない場合には行う必要はありません。

（注1） 「比例配分法」とは・・・

「比例配分法」とは、調整対象固定資産に係る仕入控除税額について、個別対応方式による課税売上割合を乗じて計算する方法又は一括比例配分方式により計算する方法をいいます。なお、課税売上割合が95%以上であるためその課税期間の課税仕入れ等の税額の全額が控除される場合を含みません。

（注2） 「第3年度の課税期間」とは・・・

「第3年度の課税期間」とは、仕入課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間をいいます。

（注3） 通算課税売上割合」とは・・・

「通算課税売上割合」とは、仕入課税期間から第3年度の課税期間までの各課税期間中の総売上高に占める課税売上高の割合をいいます。

1. 通算課税売上割合が著しく減少した場合

通算課税売上割合が仕入課税期間の課税売上割合に対して著しく減少した場合には、次の金額（減算金額）を第3年度の課税期間の仕入控除税額から控除します。

なお、控除しきれない金額があるときには、その金額を第3年度の課税期間の課税売上高に係る消費税額の合計額に加算します。

$$\text{減算金額} = \left[\frac{\text{調整対象}}{\text{基準税額}} \times \frac{\text{その仕入課税期間の}}{\text{課税売上割合}} \right] - \left[\frac{\text{調整対象}}{\text{基準税額}} \times \frac{\text{通算課税}}{\text{売上割合}} \right]$$

(注) 著しく減少した場合とは、次のいずれにも該当する場合をいいます。

$$(イ) \frac{\text{仕入課税期間の課税売上割合} - \text{通算課税売上割合}}{\text{仕入課税期間の課税売上割合}} \geq \frac{50}{100}$$

$$(ロ) \frac{\text{仕入課税期間の課税売上割合} - \text{通算課税売上割合}}{\text{通算課税売上割合}} \geq \frac{5}{100}$$

(注) 「調整対象基準税額」とは・・・

「調整対象基準税額」とは、第3年度の課税期間の末日に保有しているその調整対象固定資産の課税仕入等に係る消費税額をいいます。

2. 通算課税売上げ割合が著しく増加した場合

通算課税売上割合が仕入課税期間の課税売上割合に対して著しく増加した場合には、次の金額(加算金額)を第3年度の課税期間の仕入控除税額に加算します。

$$\text{加算金額} = \left[\frac{\text{調整対象}}{\text{基準税額}} \times \frac{\text{通算課税}}{\text{売上割合}} \right] - \left[\frac{\text{調整対象}}{\text{基準税額}} \times \frac{\text{その仕入課税期間の}}{\text{課税売上割合}} \right]$$

(注1) 著しく増加した場合とは、次のいずれにも該当する場合をいいます。

$$(イ) \frac{\text{通算課税売上割合} - \text{仕入課税期間の課税売上割合}}{\text{仕入課税期間の課税売上割合}} \geq \frac{50}{100}$$

$$(ロ) \frac{\text{通算課税売上割合} - \text{仕入課税期間の課税売上割合}}{\text{通算課税売上割合}} \geq \frac{5}{100}$$

(注2) 調整対象基準税額とは、第3年度の課税期間の末日に保有している調整対象固定資産の課税仕入れ等の消費税額をいいます。